

# 沼田市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

## 1 小規模工事等契約希望者登録制度

この制度は、市が発注する小規模な工事及び修繕の契約を希望する競争入札参加資格非保有者を登録し、発注時に積極的に業者選定の対象とすることにより、地元業者の受注機会を拡大しようとするものです。

## 2 対象となる工事等

対象となる小規模工事等は、市が発注する小規模な工事や修繕等において、その内容が軽易であって、かつ履行の確保が容易であると認められるもので、1件の予定価格が200万以下のものを対象としています。

## 3 業種

契約希望業種分類表

大分類	小分類（具体的な内容の例示）
建築関係	建築一式、大工、左官、屋根、防水、板金、溶接、塗装、タイル・ブロック・石、ガラス、鍵、内装、建具、畳、フェンス等
土木関係	土木一式、舗装、交通安全施設、防護柵、遊具、造園等
設備関係	給排水衛生、機械器具、空調、ガス、厨房、ボイラー、電気、通信、放送・警報等

## 4 登録の要件

小規模工事等の契約希望者として登録できる者は、沼田市契約規則第2条第1項第1号に該当しない者であって、次の各号の全ての要件を満たす者としします。

- (1) 法人の場合にあっては登記簿上の本店を、個人事業者の場合にあっては主たる事業所を本市に有していること。
- (2) 競争入札参加資格（建設工事）者でないこと。
- (3) 契約希望業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること。
- (4) 市税等の滞納がないこと。
- (5) 沼田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は法人の役員が当該暴力団員等でないこと。

## 5 登録申請の時期、方法等

※登録申請の種類として定期申請と随時申請があります。

- 定期申請とは、隔年ごとの1月1日から3月31日までの間で市が指定する期間に行う申請です。
- 随時申請とは、定期申請の行われた年の4月1日から翌年の12月28日までに行う申請です。

### (1) 申請書類

登録申請を希望する者は、「沼田市小規模工事等契約希望者登録申請書」（様式第1号）に次の書類を添付して申請してください。

- ①市長が発行する「**完納証明書**」原本（提出日の直近に取得したものとしします。完納

証明書は返却しません)

- ②契約を希望する業種に必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ③「暴力団排除に関する誓約書」
- ④その他市長が特別に必要なと認めた書類

※申請書様式は、沼田市役所財政課窓口を用意してあります。

また、インターネットを利用し、沼田市ホームページの「入札・契約情報」のページからダウンロードできます。

## (2) 申請書の提出方法

沼田市役所総務部財政課へ郵送又は持参してください。

## (3) 受付期間（令和8・9年度分）

定期申請の受付期間 令和8年3月2日から令和8年3月19日

随時申請の受付期間 令和8年4月1日から令和9年12月28日

（土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付）

## (4) 登録の有効期間（令和8・9年度分）

登録の有効期間は、定期申請にあつては令和8年4月1日から令和10年3月31日まで、随時申請にあつては登録の日から令和10年3月31日までです。

## (5) 申請書等の提出部数 各1部

## 6 登録者の取扱い

申請書を提出して審査に合格した者は、「小規模工事等希望者登録名簿」（以下「名簿」という。）に登録されます。この名簿は、市が発注する小規模工事等の業者選定（見積合わせ等）の際に利用します。また、入札・契約制度の透明性を確保するため、名簿は沼田市ホームページに掲載する方法等により一般に公開します。

なお、この名簿に登録されても業者選定や契約を確約するものではありませんので、ご承知おきください。

## 7 登録事項の変更等

名簿に登録された後、登録事項に変更が生じた場合は「沼田市小規模工事等契約希望者登録事項等変更・廃止届」（様式第2号）を速やかに提出してください。

## 8 登録の取消し

名簿に登録されている者が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取消すことがありますのでご注意ください。

- (1) 申請書等の記載事項に虚偽がある場合
- (2) 4の登録の要件を満たさなくなったとき

問い合わせ先

沼田市役所総務部財政課契約係

TEL0278-23-2111（内線4052）